

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 地域の立地・概要

地域の風土(位置、気候、地理的な特徴)

小菅村は、山梨県の東端に位置し、大月市、上野原市、丹波山村、東京都奥多摩町と隣接している。総面積は5,265haで95%を山林が占めており、その約32%にあたる1,630haが東京都の水源涵養林となっている。隣接する東京都奥多摩町、山梨県の大月市、上野原市、丹波山村と国道139号や県道でつながっている。都心から80km圏内にありながら、ミズナラやブナ等の豊かな自然が残っている。集落は、1,000m～1,300mの山に囲まれており、標高は約540m～780mに8集落が点在している。寒冷な気候だが、積雪量は少ない。

2) 交通網(道路、バス等)

①道路

- ・国道139号(青梅街道)

都県境より、松姫トンネルを抜けて隣市の大月市に通じている。大月市へは、約40分。国道411号を経由して隣町の奥多摩町へは約30分。

- ・山梨県道18号上野原丹波山線

隣村の丹波山村から、小菅村を経由して上野原市に通じている。隣村の丹波山村には、急勾配・急カーブが連続する今川峠を越えて約15分。隣市の上野原市へは急勾配・急カーブが連続する鶴峠を越えて、約45分。冬季は路面凍結により通行には注意が必要。

②路線バス

公共交通機関は、西東京バスと、富士急山梨バスにより近隣市町へつながっている。奥多摩町と大月市へは、1日4本。また、上野原市へは、春と秋に季節運行バスがある。村内は村営バスが周遊している。大月市、奥多摩町へは約1時間で、長時間の乗車になる。

3) 想定される災害のリスク

①土砂災害(小菅村地域防災計画)

当村は周囲を1,000m以上の険しい山々に囲まれ、集落は村の中央を西から東に横断する小菅川及びこれに南の鶴峠の分水嶺から流れ込む白沢川と逆に南の上野原市に注ぐ鶴川の谷間の狭い地点に点在している。集落のうち川池地区は比較的平坦であり小菅川を隔てて田元・中組・小永田地区はやや高台で平地が連なっているが、その他の集落は前に急流、背後に急峻が迫る急傾斜地帯に点在している。

◆土砂災害等危険箇所数

【資料：小菅村地域防災計画】

	橋立	川池	田元	中組	東部	白沢	小永田	長作	合計
急傾斜地崩壊危険区域	1	1	0	0	3	1	1	2	9
急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	1	1	0	0	5	2	1	2	12
急傾斜地崩壊危険箇所	2	2	1	2	5	3	2	4	21
土石流危険溪流	4	3	1	2	2	1	0	2	15
崩壊土砂流出危険地区	8	3	0	2	7	3	3	5	31

## ②地震（小菅村地域防災計画）

当村に大規模な被害を及ぼす可能性がある地震は、藤の木・愛川断層地震による地震動が最も大きくなると予想され、次に東海地震、南関東直下プレート境界地震、釜無川断層地震となり地表最大加速度は、200gal 未満であり、震度は震度 5 弱以下の地域が大半である。液状化の危険が予想される地域は存在しない。

村内にはいくつかの断層が存在している。その内比較的大きな断層として鶴川断層があり、その他の断層はこれに並行するもので一般的に断層破砕帯が存在し、幅 20mから 35m 前後の破砕帯中の幅 2~50 c m 前後の断層粘土と伴っていることが多い。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 17.4%以上の確率で発生するとされている。

### 1. 建築物被害

村の建築物は、507 棟のうち木造建物が 438 棟で約 86%以上を占め、また昭和 56 年の建築基準法（新耐震設計指針）施行以前に建築された建物は 369 棟と約 73%を占めている。

建物被害がもっとも大きくなるのは、藤の木愛川断層地震であり地震動による全半壊建物数は 127 棟、被災率 25%となる。

### 2. 崖の崩壊による被災棟数

崖崩れによる被災棟数は、藤の木愛川断層地震によるものが最も大きく 13 棟、東海地震、南関東直下プレート境界地震、釜無川断層地震、でそれぞれ 8 棟と予想される。

### 3. 供給施設被害

村において電柱、架空配線の被害はないが周辺市町村においての被害により、停電が予想される。簡易水道については、藤の木愛川断層地震による被害が最も大きく 57%の世帯で断水の被害が発生する。LP ガスについては、ボンベが 18 戸で転倒し、13 戸でガス漏れが発生すると予想される。

### 4. 交通施設

崖の崩落による道路の遮断、石積崩壊の被害等の被害が予想される。

### 5. 人的、社会機能被害

村において、人的被害がもっとも大きい地震は、藤の木愛川断層地震であり、建物倒壊、崖崩れによる死者 2 人、建物倒壊、崖崩れによる重軽傷者 27 人発生する。

また、地震による建物倒壊により住居制約を受ける世帯数と人数は、藤の木愛川断層地震が最も多く、59 世帯、164 人となる。

## ③雪害

降雪による被害は少ないが、まれに見られる大雪による村民の安全と交通の確保を図るため、国、県、村並びに関係機関の相互連携により、除雪作業の調整を行い除雪の円滑化を図る。また、生活道路の除雪については、受益者並びに村民の協力を得て、除雪の円滑化を図るものとして、地域住民の安全な生活の確保と孤立化の防止に努める。

## ④台風被害

当村はこれまでも数々の台風災害に見舞われてきた。昭和 39 年の台風 15 号では、土砂崩れにより死者 2 名、全壊家屋 6 戸、昭和 57 年の台風 10 号では、土砂崩れにより死者 1 名、全壊家屋 1 戸と多大な被害を及ぼした。また、当村の急峻の地形によりたびたび台風等大雨の際には、国道・県道・村道等の主要道路に土砂が流出し通行止めを余儀なくされた。

また、令和元年 10 月 12 日（土）から 13 日（日）にかけて発生した台風 19 号による、小

菅村内の被害状況は次のとおりである。総雨量 391mmと短時間で雨量としては過去にない記録となった。

- ・家屋浸水被害：0件
- ・河川の氾濫：0箇所
- ・道路浸水：0箇所
- ・倒木：1箇所
- ・土砂崩れ：35箇所
- ・道路崩落：2箇所
- ・橋損壊：1箇所
- ・避難所開設：4箇所（きぼうの館、中央公民館、小菅の湯、寺子屋自然塾）
- ・避難者数：183人

### ⑤感染症

新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等は、今までに流行していない感染症で罹りやすく、罹ったときに重症化する恐れがある。世界的に急速にまん延し、企業活動に大きな影響を与えると予想されるため、発生時には国家の危機管理として対応することになっており、小菅村でも村民の生命及び健康を保護し、村民生活や経済に与える影響を最小にするために対策を行っている。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 57人（令和4年9月1日現在）
- ・小規模事業者数 54人（令和4年9月1日現在）

### 【商工業者の業種別内訳】

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業 宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者	9	8	0	9	12	10	9	57
小規模事業者	8	8	0	9	12	8	9	54

### 【事業所の立地状況等】

- ・建設業：村内に広く分散している。
- ・製造業：村内中心地（役場）周辺に点在している。
- ・卸売業：なし
- ・小売業：村内中心地（役場）周辺を中心に村内に広く分散している。
- ・飲食業・サービス業：村内に広く分散している。
- ・その他：村内に広く分散している。

## (3) これまでの取組

### 1) 当村の取組

#### ①小菅村地域防災計画の策定

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国・県・村・地方公共団体・公共機関・住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

平成25年度に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項に基づき、村に関する基本的事項を総合的に定め、村及び防災関係機関、村民が連携し、災害予防、災害応急対策及び災害

復旧等の総合的・計画的な推進を図り、もって全村民の生命、身体、財産を保護することを目的に小菅村地域防災計画を策定した。

#### ②防災訓練の実施

防災週間に合わせ、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に迅速適切な災害応急対策が実施できるように体制の整備強化と関係機関等との有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的に訓練を行う。訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

#### ③防災、感染症等対策備品の備蓄

各地区に防災倉庫を設置し備品を備蓄しているが、孤立状況が長期化した場合、村のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業所等に対して、必要な物資の供給を要請する。

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を確保するよう努めている。

#### ④小菅村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成 21 年度に「小菅村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、村における新型インフルエンザ等発生時の相談や予防接種の実施など、住民の生活を維持するための対策に関し、発生を想定した準備を急ぐとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の決定した基本的対処方針を踏まえつつ、地域の現状に応じて判断を行い、緊急事態宣言が出された時は村対策本部等を設置するなど対策を強力に推進する。

#### ⑤小菅村地域防災計画の村内への周知

当村ホームページに小菅村地域防災計画を掲載し、周知している。

#### ⑥災害時の避難場所開設

#### ⑦小菅村土砂災害ハザードマップをホームページに掲載している。

### 2) 当会の取組

- ①小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画策定の普及啓発
- ②全国商工会連合会の提供する「ビジネス総合保険」「業務災害保険」「休業補償制度（天災危険保障特約セット）」を各損害保険会社と業務提携し普及と加入推進
- ③総合火災共済（山梨県火災共済協同組合）と連携した災害共済の周知及び、加入推進
- ④防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を完備・備蓄
- ⑤小菅村が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

### (1) 各関係機関との連携

災害時には、当村をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。加えて、当会においても平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

### (2) 損害保険会社との連携

小規模事業者にとって適切な損害保険・共済を推進するため、損害保険会社と更なる連携体制を構築する必要がある。

### **(3) BCP 策定支援体制の構築**

小規模事業者は、日々の経営に追われ災害時の事業継続に備える事業者 BCP の策定や災害に備えた対策をとるまで手が回っていない状況であると思われる。経営支援機関である当会の経営改善普及事業の一環として、企業防衛と事業継続の観点から、BCP 策定支援、災害対応準備、リスクヘッジのための保険・共済加入の推進を更に意識する必要がある。

## **III 目標**

小菅村地域防災計画に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策については、村、商工会が一丸となって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年初頭から全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症に係る経験を活かし、感染症対策についても対策と発生時に対する拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

### **(1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化**

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

### **(2) 被害の把握・報告ルートの確立**

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。

### **(3) リスクファイナンスを活用した BCP 対策の啓発**

災害・感染等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

### **(4) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立**

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### **※ その他**

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

商工会と村の役割分担と体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

昭和42年締結の「奥多摩町、丹波山村、小菅村消防団相互応援協定」、昭和45年締結の「小菅村、上野原町、丹波山村、消防応援協定」、平成25年締結の「東京都狛江市および山梨県上野原市と災害時における相互応援協定」、平成10年締結の「上野原市・小菅村消防相互応援協定に関する覚書」、平成21年に策定した「小菅村新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口での経営支援の際に、東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会ホームページ、会報、村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手しデマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年度末までに事業継続計画を作成する。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・巡回等の接触時に聞き取り調査を実施し、小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認をする。
- ・小菅村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

災害種類（地震・水害・雪害・感染症等）と被害レベル、さらに災害発生時期（季節と時間）を想定し、小菅村との連絡ルートの確認等を行う。（毎年9月上旬に実施）

### < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、その上で、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、小菅村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。  
※小菅村在住の元職員（経営指導員）により対応する。
- ・被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

当村で取りまとめた「小菅村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

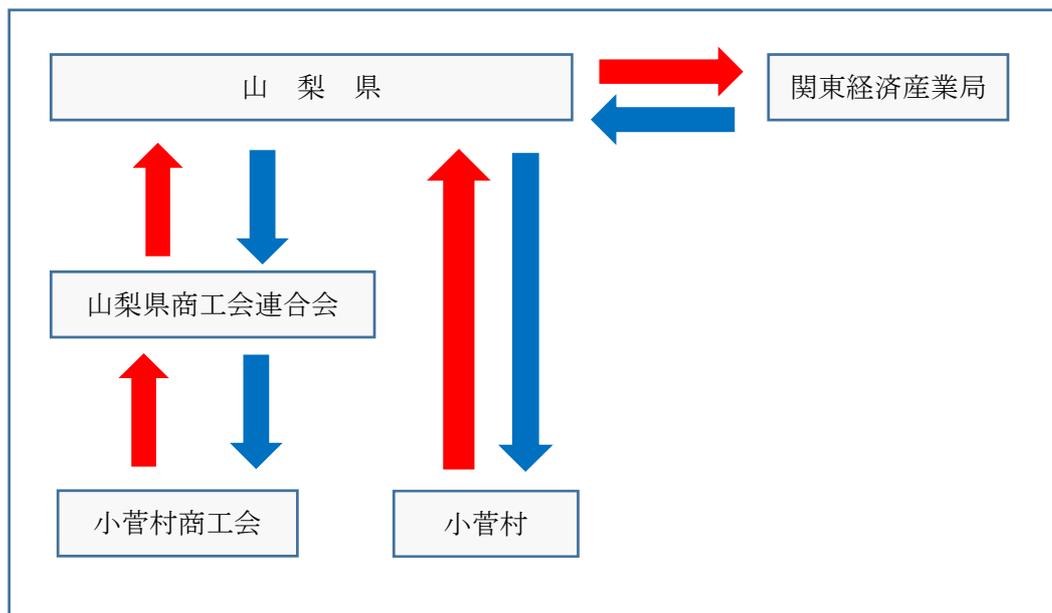
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSV に出力した情報を市・県に対して迅速に報告する。

#### 【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者・家族・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品・機械・器具備品・車両
被害額(円)	・被害状況の確認方法、被害額の算定方法についてはあらかじめ確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・当会では、地区や業種を考慮して13名の役員を選出している。また、内部組織でもある青年部・女性部、外部団体である小菅村観光協会や小菅村漁業協同組合との連携を行う。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて当会又は当村より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当村より山梨県へ報告する。

#### 【連絡体制】



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、小菅村と相談する。  
（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

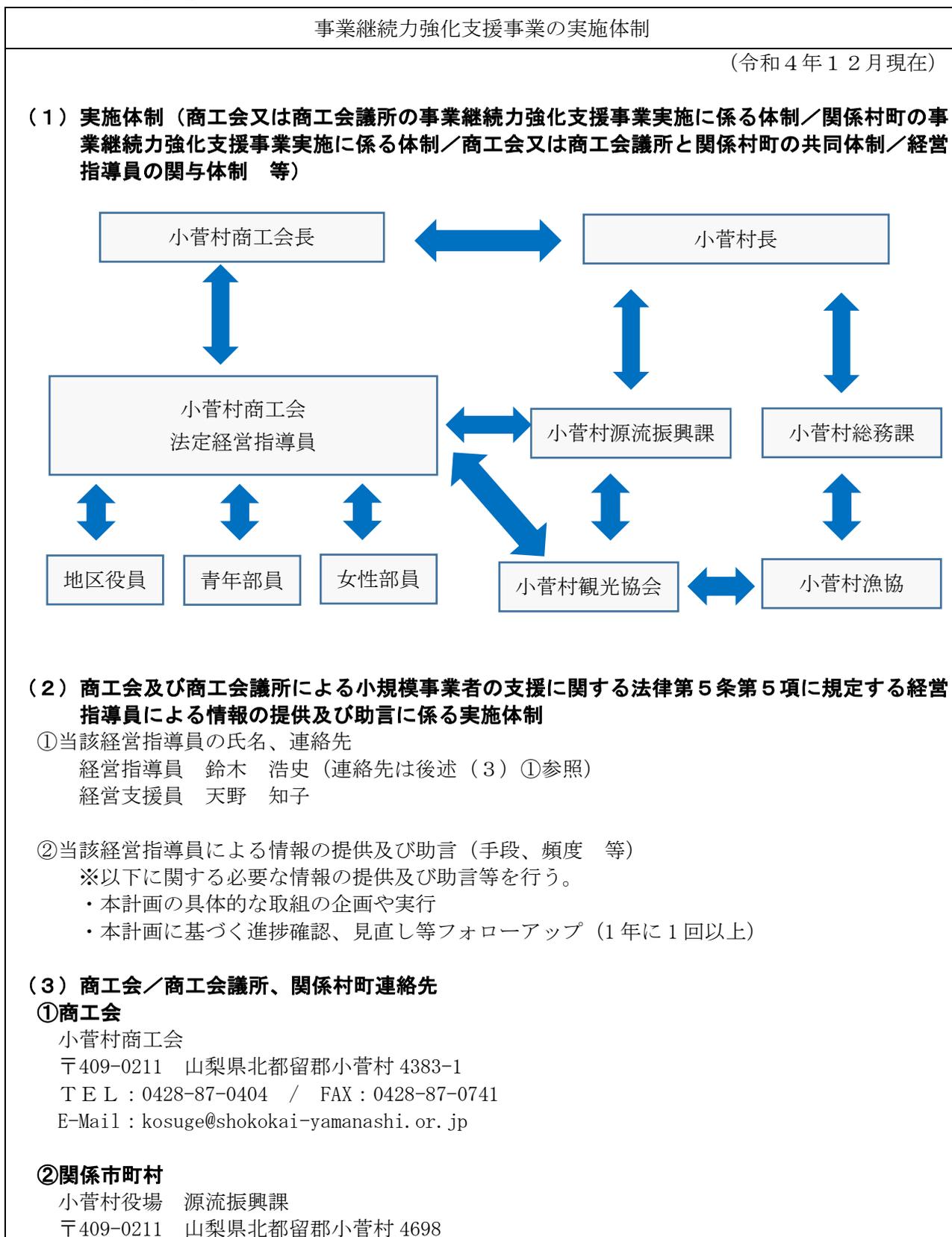
- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

#### ※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL : 0428-87-0111 / FAX : 0428-87-0933

E-Mail : genryuu@vill.kosuge.yamanashi.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ等作成費	10	10	10	10	10
・BCP策定支援費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・会費収入、小菅村補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係村町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<p>①山梨県商工会連合会 〒400-0035 山梨県甲府村飯田2丁目2-1 山梨県中小企業会館3階</p> <p>②山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府村中央1丁目12-37</p> <p>③あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山梨支店 〒400-0031 山梨県甲府村丸の内3丁目20-5</p> <p>④東京海上日動火災保険株式会社山梨支店 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。</p> <p>③その他 BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①山梨県商工会連合会</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.パンフレットやチラシ等の広報物提供</li><li>2.専門家の派遣</li><li>3.費用の助成</li></ol> <p>②山梨県火災共済協同組合</p> <p>③あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山梨支店</p> <p>④東京海上日動火災保険株式会社山梨支店</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.パンフレットやチラシ等の広報物提供</li><li>2.BCP策定セミナーの開催</li><li>3.職員向けの災害リスク対策勉強会の開催</li><li>4.ハザードマップWebアプリを活用した情報提供</li><li>5.BCP関連の損害保険相談会の開催(火災・自動車・業務災害)</li></ol>

連携体制図等

